

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則 1—79（国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則）及び「国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院事務総長通知の一部改正について」の施行に伴う経過措置について」の一部改正について（通知）

「人事院規則 1—79（国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則）及び「国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院事務総長通知の一部改正について」の施行に伴う経過措置について（令和 4 年 2 月 1 8 日事企法一 3 8）」の一部を下記のとおり改正したので、令和 8 年 7 月 1 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

(削る)

2 令和3年改正法附則第3条第5

項に規定する旧国家公務員法勤務
延長職員に対する令和4年事企法
一37による改正後の次に掲げる
人事院事務総長通知の規定の適用
については、これらの規定中「第
81条の7第1項又は第2項」と
あるのは、「第81条の7第1項
若しくは第2項又は国家公務員法
等の一部を改正する法律（令和3
年法律第61号）附則第3条第5
項若しくは第6項」とする。

一 職員の公益財団法人東京オリ
ンピック・パラリンピック競技
大会組織委員会への派遣の運用
について（平成27年6月24
日人企一812）」規則第3条
関係

二 職員の公益社団法人福島相双
復興推進機構への派遣の運用に
ついて（平成29年5月19日
人企一496）」規則第3条関
係

三 「職員の令和七年国際博覧会
特措法第14条第1項の規定に
より指定された博覧会協会への

派遣の運用について（令和元年
5月23日人企一60）」規則
第3条関係

四 「職員_の公益財団法人福島イ
ノベーション・コースト構想推
進機構への派遣の運用について
（令和2年6月12日人企一5
97）」規則第3条関係

五 「国際機関等に派遣される一
般職の国家公務員の処遇等に関
する法律および人事院規則18
—0（職員_の国際機関等への派
遣）の運用について（昭和45
年12月25日任企一88
7）」規則18—0関係の第1
条関係

六 「育児休業等の運用について
（平成4年1月17日職福—2
0）」第1の第7項

七 「国と民間企業との間の人事
交流の運用について（平成26
年5月29日人企一660）」
規則第5条関係

八 「検察官その他の職員_の法科
大学院への派遣の運用について
（平成15年10月1日人企一

<p><u>2</u>～<u>6</u> (略)</p>	<p>825)」規則第3条関係</p> <p>九 「自己啓発等休業の運用につ いて(平成19年7月20日職 職一256)」第1の第7項</p> <p>十 「配偶者同行休業の運用につ いて(平成26年2月13日職 職一40)」第1の第1項</p> <p><u>3</u>～<u>7</u> (略)</p>
------------------------------	---

以 上